

令和6年12月4日

件名 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等に係る指定の一部効力停止について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第5号及び第115条の9第1項第10号の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力を停止することとしました。

## 記

## 1 対象事業者

- |         |                  |
|---------|------------------|
| (1) 法人名 | グリーンライフ東日本株式会社   |
| (2) 代表者 | 代表取締役 玉井 信行      |
| (3) 所在地 | 東京都中央区八重洲一丁目4-16 |

## 2 対象事業所

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 事業種別  | 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護 |
| (2) 事業所名  | スマイリングホームメディス高崎                  |
| (3) 所在地   | 群馬県高崎市石原町3883                    |
| (4) 事業所番号 | 1070204589                       |

## 3 指定の一部効力停止の内容及び期間

新規利用者受入停止

令和6年12月9日から令和7年12月8日までの間

## 4 指定の一部効力停止の理由

## (1) 指定特定施設入居者生活介護

スマイリングホームメディス高崎に対し、令和6年6月12日、6月17日、6月26日、7月5日及び8月2日に実施した法第76条に基づく監査において、以下の事例が確認された。

ア 令和6年4月から6月にかけて、複数の職員が複数回にわたり、利用者1名に対し、利用者の乗った車椅子をテーブル等で挟み、自ら動かすことができないよう行動を制限する行為を行った。

イ 平成31年4月以降の5年間に、実施資格のない複数の職員が、利用者5名に対して胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を複数回実施した。

ウ 平成31年4月以降、利用者1名に対し、事業所として必要な介護を行わず、著しく不衛生な環境に置く等、生活環境を悪化させた。

以上は、法第74条第6項に規定する要介護者の人格尊重義務に違反する高齢者虐待（身体的虐待・介護放棄）と認められ、法第77条第1項第5号に該当するため。

(2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護

一体的に運営する指定特定施設入居者生活介護において、上記法第74条第6項に違反する事項が確認され、法第115条の9第1項第10号に該当するため。

5 その他

実施資格のない職員による経管栄養の実施については、社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者に対する調査権限のある群馬県も調査を実施しております。

---

【本件に関する問い合わせ】

①福祉部長寿社会課

電話:027-321-1248

②福祉部指導監査課

電話:027-321-1354